

財務省告示第九十五号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年三月四日に買入消却した国債の
 名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	国債の記号	総額面金額の	額面金額の買入
国債（二庫） 第二回	第二回	百億円	百円十八銭五厘
国債（五庫） 第二十五回	第二十五回	百六十億円	九十九銭六厘九分
国債（五庫） 第二十六回	第二十六回	四十億円	九十九銭一厘九分
国債（五庫） 第三十三回	第三十三回	百五十億円	百円六銭
国債（五庫） 第三十四回	第三十四回	七十億円	七十九銭八厘九分
国債（五庫） 第三十五回	第三十五回	四億円	百円三銭八厘
国債（十庫） 第二百七回	第二百七回	二百億円	九百円七十五銭
国債（十庫） 第二百七回	第二百七回	六億円	百円三十銭三厘

合	”
	第 二 百 八 回
計	二 十 五 億 円
千 百 億 円	六 百 円 四 十 六 銭